

「明治 39 年の土地売買に対する大韓帝国の抗議」

1. はじめに

明治三十八（1905）年の竹島の島根県編入の有効性について、いくつかの論点において韓国から疑義が提示されている。例えば韓国外務部は、「日本は暴力と貪欲によって略取した」¹とカイロ宣言（1943 年）を根拠にその不法性を主張している。しかし、いずれもその正当性の前提条件として、島根県編入以前に竹島が韓国領でありかつ実効的に占有していたことが証明されなければならない。ところが 1947 年 6 月に韓国内で竹島の存在が認識され、領有権に関する調査が始まって以来すでに 64 年もの年月が経過しているが、韓国側からは推測の域を超える有効な証明が今になってもなおなされているとは言えないのが現状である。

また、例えそうした証拠が今後新たに「発見」されるとしても、韓国側は更なる説明責任を負っている。当時 1900 年以前から活発になっていた鬱陵島における日本人の伐木等の行動に対して頻繁に行われていた抗議などの行政・外交上の対策を、竹島におけるそれや海軍省による調査²に対しては、実態を把握していなかったであろう、何ら講じていた形跡はないのである。特に明治三十九（1906）年三月、島根県官吏による竹島視察団により、鬱陵島郡守を通じて竹島編入の事実を知らされたにも関わらず、大韓帝国は状況を調べるよう指令を送ったとき抗議した形跡がない。そればかりか、直後の同年 7 月頃、統監府から鬱島郡に所属する島嶼と郡庁設置年月を照会された際に「その郡の所管島は竹島石島で、東西が六十里で南北が四十里で、合わせて二百余里だという。」など（該郡所管島는竹島石島오東西가六十里오南北이四十里니合二百餘里라고하였다이다）と鬱陵島から 90km 程離れた竹島を鬱島郡の範囲から除外する形で公式回答した³。

それに対し、韓国政府は「外交権が奪われた状態だったため、外交的抗議の提起ができなかった」と主張する。⁴しかし、日本側の外交文書には 1905 年 10 月、第二次日英同盟の条文中の韓国の地位について、外部大臣朴齊純が林権助駐韓日本公使に口頭で、さらに英国公使には書簡をもって抗議したことが記録されている⁵し、1906 年（明治 39）年 2 月に統監府が設置され、翌 3 月 13 日から毎週火曜に開かれた『韓国施政改善ニ関スル協議会』の場において、大韓帝国議政府各大臣が伊藤博文ら統監や日本人顧問と、司法制度など実に様々な協議を直接行っている⁶。さらに、大韓帝国議政府内部（内務省）の史料でも、日本人との間に起こったの種々の案件について、統監府などに照会を行っていることなどが記録されている⁷。そこで本稿では、この史料の記録のうち、竹島問題とよく似た特徴を持つある案件について、詳しく紹介することとする。

1 「(前略) 1890 年代から始まった東北アジアに対する帝国主義的侵略の過程で発生した日露戦争(1904~1905 年)の間、無主地の先占の法理に基いて「島根県告示第 40 号」(1905 年)により、獨島を侵奪した。そのような日本の行為は、古代大韓帝国に至るまで長期に亘って確立されていた獨島に対する確固たる領有権への侵害に当ることから、如何なる理由があっても正当化できない不法で、尚且つ国際法的にも効力のない行為である。」「1945 年、第 2 次世界大戦の終わりに伴って、日本は暴力と貪欲によって略取した全ての地域から追い出されるべきであるというカイロ宣言(1943 年)により、我が国固有の領土である獨島は、然るが故に大韓民国の領土となった。」韓国外務部「獨島は韓国の領土 獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」2008 年、6-7 頁

2 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C09050402800、軍艦対馬戦時日誌 (5) (防衛省防衛研究所)

3 皇城新聞「鬱島郡の配置顛末」、大韓毎日申報「池田公函」(1906 年 7 月 13 日付)

4 韓国外務部『日本外務省の獨島領有権主張に対する反駁文』2008 年、12 頁

5 「第 384 号 日英同盟条約中韓国に関する規定に付韓外部大臣より英国公使に抗議の件」『日韓協約締結並統監府設置ノ件 附 在韓各国公使館撤廢ノ件』(1905 年 10 月 17 日付)、外務省・日本外交文書デジタルアーカイブ第 38 卷第 1 冊(明治 38 年/1905 年)

6 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A04017269100、単行書・韓国施政改善ニ関スル協議会要領筆記・韓国元老ノ伊藤統監招待会席上談話要領～(国立公文書館)

7 『内部來去案』(ソウル国立大学奎章閣所蔵、奎 17768) 第一冊

2. 大韓帝国、日本海軍省の日本人への土地払下げに抗議する

『内部来去案』は、1906年(光武10)2月から1910年(隆熙4)8月まで各部と内部の間に往来された公文書を集めた大韓帝国の公文書綴である。日本や清との間に起こった様々な事案の報告・照会などの文書が含まれている。4冊で構成されている。

この第一冊に、鬱陵島の半島側対岸に近い江原道蔚珍郡近北面竹邊浦にあった、日本海軍望楼の跡地を巡る日本人同士の土地取引を巡る一件が記録されている。跡地の購入者である日本人がその証明を求めて郡庁へやってきたことを春川郡守李明来が内部大臣李址鎔に報告し、彼はこれを違法であるとして、日本側と交渉して禁止させるべきとの旨議政府参政大臣朴齊純に照会するのである。

『内部来去案』第1冊、光武10年2月26日條（内部大臣の議政治参政大臣への報告）

江原道觀察署理春川郡守李明来から「第16号報告書」を受けた。その内容は次の通り。

先月13日に蔚珍郡守尹宇榮の報告を受けた。それによれば、蔚珍郡近北面竹邊浦の望楼に駐留していた日本海軍が最近撤収したが、12月27日に日本商人高賀という者が蔚珍郡庁に来て、「竹邊浦所在の望楼とその土地を望楼長から買得したので、蔚珍郡庁からその認可する公文書を交付してほしい」ということである。郡守としては、自分の一存で処理することが出来ないので、報告するということであった。

そこで、高賀という人物の住所・姓名、ならびに何月何日にいくらで買得したのか、さらに望楼長の姓名・住所を速やかに詳しく調べて報告せよと指示したところ、蔚珍郡守から次の報告があった。

指令を受けて、高賀を招致して詳しい事情を聞いたところ、「自分は、日本の佐賀県三養基郡鳥棲洞213番地の、佐賀亦次という。望楼長は高橋清重と言ひ、その居所は日本佐世保海兵団の詰所であるが、住所は知らない。去年十月、駐屯していた日本海軍が撤収する時に180円を出して望楼を買った。しかし、土地は買ってない。土地は、その上に建っている建物の持ち主のものであるのが普通なので土地も併せて買いたいと思ひ、前所有者に申し入れた。」ということである。

この報告に基づき調査をしたが、蔚珍郡竹邊浦の望楼は、日本海軍が軍用に暫く駐屯していて既に撤収したのであるが、今、日本商人の高賀亦次が望楼長の高橋清重から私的に買い取ったというのは法律に違反するものでいかにも理に合わないことなので、ここに報告するので内容確認のうえ速やかに交渉され、即刻禁止させてそれを明示されるよう願う。

1906年2月26日

内部大臣勳一等李址鎔より議政府参政大臣朴齊純閣下へ

この文書を受け、朴齊純は以下のように統監へ照会を行う。

『内部来去案』第1冊、光武10年4月17日條（議政府照會第56號）

貴第3号照会を受けて、蔚珍郡竹邊浦の望楼と土地の私的売買禁止の件について、統監に照会し回答を得た。回答は次のとおりである。

先月14日、蔚珍郡竹邊浦の望楼売却について貴第13号照会を受け取ったが、その照会に基づき日本の佐世保海軍鎮守府に文書を送って事実を調査したところ、その報告によれば、その望楼用の建物と設備は、代金収納後に全て他人に譲渡することとし、佐賀県人である古賀亦次に売却した。昨年12月27日に既に代金を受領したが、その敷地は売却していない。以上回答するので承知されたい。

このような照会結果であったので、内容を確認されたい。

1906年4月17日

議政府参政大臣朴齊純より内部大臣李址鎔閣下へ

このように、韓国政府から抗議を受けた統監府は、佐世保の海軍に文書を送り調査を行った結果、望楼跡地の売却は阻止されている。この一件について、慎鏞廈は、次のように述べた。

日帝は、露日戦争終決直後、江原道蔚珍郡・竹辺浦に設置した望樓を撤去する際、望樓長と日本商人が結託して望樓土地を侵奪しようと試み 6 ヶ月間にわたる紛争と交渉があったが、韓国議政府の努力によって阻止された例もあった。⁸

3. 竹島をめぐる経緯との比較

こうした竹邊浦の土地売却問題を巡る一連の動きと、竹島編入を知らされた後の韓国政府の動きを較べてみる。

【表 1】竹島と竹邊浦の土地問題を巡る大韓帝国政府のそれぞれの対応

	竹島	竹邊浦
明治 38 (1905) 年 1 月 28 日	日本政府、竹島を島根県へ編入	
12 月 27 日		日本の商人が蔚珍郡庁へ来庁し、購入した望樓跡の土地の証明書の交付を申請
明治 39 (1906) 年 1 月 13 日		蔚珍郡守尹宇榮が江原道觀察使署理・春川郡守李明來へ報告
2 月 26 日		李明來が「第 1 6 号」として内部大臣李址鎔へ報告した内容を、議政府參政大臣朴齋純へ「第 3 号」として照会
3 月 14 日		統監府が朴齋純より照会を受け取る
3 月 28 日	27 日に竹島の実態を調査した島根県の視察団一行が鬱陵島へ寄港し、鬱島郡守沈興澤に竹島の日本領土編入を通知	
3 月 28 日-31 日	沈興沢が江原道觀察使署理・春川郡守李明來へ報告（報告書号外）	
4 月 29 日		朴齋純が李址鎔へ統監府との交渉結果を返答（議政府照會第 56 號）.
4 月 29 日	李明來が議政府參政大臣へ報告	
5 月 7 日	報告書が議政府にて受け付けられる	
5 月 20 日	參政大臣(当時は朴齋純)が李明來に調査を指示(指令第三号).	

『内部来去案』第一冊、光武 10 年 2 月 26 日條、『内部来去案』第一冊、光武 10 年 2 月 26 日條、『各觀察道安』第一冊、光武 10 年 4 月 29 日條より作成。日付は新曆。

【表 1】にあるように両者はほぼ同時期に起こっており、元報告者がそれぞれ鬱島郡守沈興澤と蔚珍郡守尹宇榮である以外は、同様の経過を辿っている。決定的に異なるのは、議政府參政大臣の朴齋純のその後の対応である。

後者において朴は、日本人の行為が違法であると断定して統監府に照会を行ったが、前者では「独島が（日本の領地という理は無い」と郡守の報告内容を鵜呑みにしつつも、その実中央では報告書の内容では事情が通じなかった

⁸ 慎鏞廈「朝鮮王朝の独島領有と日本帝国主義の独島侵略_独島領有に対する実証的日研究」『独島研究叢書 10 韓国の独島領有権研究史』独島学会編、2003 年、224-226 頁

ようで、「該島の形便をと日本人の行動を調査して報告するように」との指令を出した⁹。こうした政府の動静は当時の新聞でも報じられ¹⁰、これらの記事を元に「鬱陵島に属す独島を日本人が調査し奪っていった」と非難する言論さえあった¹¹。にも関わらず、この指令が出された後の大韓帝国政府の動きに関する記録は、現在まで発見されていない。

4. おわりに

最後に大韓帝国が抗議しなかった理由について考察してみる。考えられるのは、1) 1900年の大韓勅令第41号で郡に昇格した際、所属島として挙げられた島名(竹島石島)に独島が入っていなかったか疑義が生じた、もしくは、そもそも実効支配の形跡がなく調査の結果領土外と結論づけられた。2) (韓国側が主張するように)外交権が奪われていたので照会を断念した。といったことであろうか。

1) については、勅令を制定するための内部大臣李乾夏による請議書に「該島地方は縦が八十里ほど、横は五十里」¹²とあること、また、大韓帝国政府学部編輯局発行の経緯度線入り『大韓全図』(1899年)・『大韓輿地図』(1900年頃)に竹島は記載されていないことから、その可能性が高いといえよう。韓国・朝鮮作製の地図に竹島/独島がほぼ正しい位置に描かれるのは、1947年以降の事である。そうであるならば、統監府へ「その郡の所管島は竹島石島で、東西が六十里で南北が四十里で、合わせて二百余里」と、鬱島郡について竹島を含まない範囲で回答した事実とも整合性が見出せる。

2) については、本稿で検討したように、竹島の領土編入を通告された時と同時期・近接地域・類似案件において、大韓帝国議政府参政大臣の朴齋純は現に統監府へ照会を行っており、結果として日本人の土地取得を阻止した。もし1906年5月の指令第三号による調査で韓国領土と判明していた場合、少なくとも統監府への事実関係の照会を行っていたであろう。しかしそうした形跡はなく、ましてや、そのような韓国側の動きを日本側が妨害・阻止したり、何らかの理由によって韓国側が照会を断念した、といった記録もない。

結論として、1900年の大韓帝国勅令第41号の石島が独島/竹島であるかどうかにかかわらず、それを通知された時点で統監府に照会し得る立場にあった大韓帝国政府は、行政府として当然為すべき適切な抗議、照会さえ怠ったことにより、事実上竹島の領有権を黙認したといえるであろう。以上の理由から、「暴力と貪欲によって略取した」から明治三十八(1905)年の竹島の島根県編入が国際法上無効である、とは言えまい。

⁹ 『各觀察道安』第一冊、光武10年4月29日條、報告書号外

¹⁰ 1906年5月1日付大韓毎日新聞記事「無変不有」、1906年5月9日付皇城新聞記事「鬱倅報告内部」

¹¹ 黄玠『梅泉野録』卷之五「距鬱陵島洋東百里、有一島、曰獨島、舊屬鬱陵島、倭人勒稱其領地、審査以去。」

¹²

『各部請議書存案(議政府編)』第17冊、光武4年10月22日條、鬱陵島를鬱島로改稱하고島監을郡守로改正에 관한請議書

之時川給一百八十圓買得望樓而此地不為買賣之意其基地之隨家
 之意有常例也此地段并買之意其有所告之故其緣由報告等因言據查
 言其于蔚球郡竹邊浦望樓之日本海軍以軍用暫駐計其已為撤歸之
 引今此日本海軍高賀亦次之望樓長高橋清重州州私相買賣云者非
 徒違越定章可謂萬不近理可謂以仰佈也
 查照言其言迅辦交涉言其以即行禁止則言其
 光武十年二月二十六日
 内部大臣勳一等李址銘
 議政府參政大臣朴齊純

現接江原道觀察署理春川郡守李明來以第十六號報告書內開頃於
 上月十三日川接閱蔚球郡守尹宇榮報告書內開本郡近北面竹邊浦
 望樓留駐之日本海軍以今為撤歸之由外合陰曆十二月二十七日日本
 商人高賀者未到郡廳口竹邊浦所在望樓與地段之並為買得於望
 樓長以言自郡言認許公文成給以言是外郡守不可自下擅便
 故且茲川報告等因言其高賀者居住姓名外何月日以給價幾許言
 得此望樓長之姓名居住言并即詳探報來言其以為轉報州言其
 且指飭以送以言即接該郡報告內開即指令是外郡守言其外指教
 高賀詳問事狀以言自己日本佐賀縣三養基郡島棲洞二百十二
 番戶而姓之佐賀之名也亦次之望樓長高橋清重也居住
 日本佐世保海軍團詰兵河上居地不知言其上年十月日駐劄撤歸

2. 光武 10 年 2 月 26 日條 (内部大臣の議政治參政大臣への報告)

1. 光武 10 年 2 月 26 日條 (内部大臣の議政治參政大臣への報告)

復開該望樓所用建物及營造物以代金收納後舉越他
 人之意買賣却於佐賀縣人古賀亦次去年十二月二十七日業經
 受領代金然該敷地決由高賀却等因准此照復照亮為
 盼等因以言其以照會言其
 照亮言其言為要
 光武十年四月十日
 議政府參政大臣朴齊純
 内部大臣李址銘閣下

4. 光武 10 年 4 月 17 日條 (議政府照會第 56 號)

議政府	照會第 五十六 號	内部
光武十年四月十一日	裁定	課員
議政大臣	參贊	秘書課長
參政大臣	局長	文書課長
		一課長
		調查課長

貴第 2 号照會言其接到言其以蔚球郡竹邊浦所在望樓
 與地段私相買賣禁止事言准即行文日本統監言其日業
 經照復在案言其日現接該統監照復內開去月十四日以前
 珍那竹邊浦望樓賣却一事接到貴第 13 号照會言其當經
 閱悉准即行文我佐世保海軍鎮守府調查事言其貴仍接

3. 光武 10 年 4 月 17 日條 (議政府照會第 56 號)